

任継・特退のみなさまへ

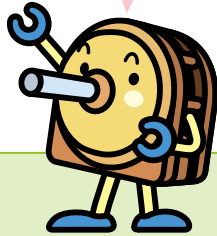
被扶養者（ご家族）の状況確認調査 実施に関する事前のご案内

本年も10月下旬頃に調査を実施いたしますので、事前にご案内申し上げます。

留意事項

このお知らせは事前のご案内となります。証明書類等につきましては、10月下旬頃に送付する「被扶養者状況確認票」がお手元に届いてから、提出をお願いいたします。

対象の方には
後日、調査票を
送付します



1. 送付予定日

10月下旬頃

2. 調査対象者

9月10日現在（予定）、18歳以上の被扶養者
（令和3年1月1日までに資格喪失予定の方を除く）

3. 証明書類の提出について

令和1年9月1日以降新たに扶養認定された方および令和2年4月1日時点で66歳以上の方を除き、証明書類の提出が必要です。

健康保険「被扶養者」状況確認票

101-0022
東京都千代田区神田練馬町三番地

令和2年9月10日 締日

健康 正美 様

※記入例（別紙）を参照のうえ、太枠線内を記入してください。

日立健康お問い合わせ窓口 フリーダイヤル：0120-033-566

調査対象者	調査対象者	調査対象者	調査対象者	調査対象者	調査対象者	調査対象者	調査対象者	調査対象者	調査対象者
調査年月日	被扶養者氏名	性別	生年月日	調査対象者	調査対象者	調査対象者	調査対象者	調査対象者	調査対象者
平成28年1月1日	ケンボ オール	男	昭和32年1月1日	1. 同居 イ. 世帯VQ 2. 施設入所 3. 就学加算 4. その他別居 （毎月 万円）	1. 年金・遺族 2. 給与（パート含む） 3. 事業所得（自営業等） 4. 他（ ）	⇒ 年間収入 万円	⇒ 年間収入 万円	⇒ 年間収入 万円	⇒ 年間収入 万円
				1. 同居 イ. 世帯VQ 2. 施設入所 3. 就学加算 4. その他別居 （毎月 万円）	1. 年金・遺族 2. 給与（パート含む） 3. 事業所得（自営業等） 4. 他（ ）	⇒ 年間収入 万円	⇒ 年間収入 万円	⇒ 年間収入 万円	⇒ 年間収入 万円
				1. 同居 イ. 世帯VQ 2. 施設入所 3. 就学加算 4. その他別居 （毎月 万円）	1. 年金・遺族 2. 給与（パート含む） 3. 事業所得（自営業等） 4. 他（ ）	⇒ 年間収入 万円	⇒ 年間収入 万円	⇒ 年間収入 万円	⇒ 年間収入 万円

現在の私の被扶養者の状況について上記のとおり確認いたしました。

※確認署名欄（自署の場合、捺印は不要）

被扶養者氏名 印 電 話 - -

証明書の提出が必要な場合、
「証明書必要」と印字されます。

※画像はイメージであり、変更になる場合があります。

※令和2年4月1日時点で66歳以上の被扶養者のみを有する被保険者については、「扶養状況を確認するリーフレット」を送付いたします。（「被扶養者状況確認票」および証明書類の提出は不要です）

「被扶養者状況確認票」（10月下旬頃送付予定）とあわせて提出していただく証明書類の例

収入	収入の種類	証明書類（すべて写しでかまいません）	証明書類発行元および入手先
あり	年金収入	直近の年金振込通知書または年金額改定通知書（見開きの葉書です） ※源泉徴収票は認められません。 ※通知書がない場合は、年金が振込まれた預金通帳でもかまいません。 ※受給者名・金額が記載されているものを提出願います。	・日本年金機構 ・各企業の厚生年金基金 または企業年金基金等
	給与収入	直近3か月分の給与明細書または令和1年分の源泉徴収票【専従者給与の方】 給与と支払いされている方の令和1年分の確定申告書（第二表） ※源泉徴収票については、後日その内容に関して照会をする場合があります。	・勤務先等 ・税務署 （専従者給与の方）
	事業等収入	令和1年分の確定申告書（第一表）（第二表）	税務署
なし	学生	在学証明書（学生証でもかまいません）	学校等
	学生以外	令和2年度の非課税証明書（平成31年1月1日～令和1年12月31日の収入内容が記載されたもの）	市区町村役所の 市民税課等
施設入所、就学別居以外で別居している場合は、上記の証明書とあわせて右記の証明書類が必要となります。		直近3か月分の仕送りの金額を証明するもの ・金融機関のご利用明細 ・預金通帳 ・インターネットバンキングの取引画面等 ※送金日・送金額・送金人・受取人が明記されているものを提出願います。	金融機関等

《参考》被扶養者の主な認定基準について

収入限度額	被扶養者に収入がある場合は、被保険者の収入額の2分の1未満で次の収入基準を満たしていることが必要です。 ・60歳未満の場合、年間130万円（月額108,334円）未満であること ・60～74歳、または障害年金受給者は、年間180万円（月額15万円）未満であること ※「年間」とは、必ずしも1月～12月ではなく、現時点から将来へわたっての1年間で想定される収入で判定します。
収入の種類	①年金収入（老齢年金、企業年金、個人年金（一時金は除く）、障害年金、遺族年金、共済年金等） ②給与収入（所得税法で課税対象となっていないもの（通勤交通費等）を含む） ③事業等収入（自営業、農業、漁業、自由業（保険の外交等）、不動産賃貸、投資（配当）、利子（有価証券等）、雑収入（原稿料、印税等） ※年金収入、給与収入、雑収入は、支払総額を基準とします。
別居の場合	別居者の収入が上記収入限度額未満で、かつ次の条件をすべて満たすことが必要です。 ・毎月必ず仕送りしていること ・別居者の収入月額より多い仕送りをしていること ・一定の標準生活額（1人月額5万円）以上の仕送りをしていること ※手渡しは認めておりませんので、送金額を証明できるものがが必要です。

お問い合わせ先 任継・特退コールセンター ☎0120-033-566（平日8:50～17:20）